

## あおもりOSS推進協議会部会運営要領

(趣旨)

第1 あおもりOSS推進協議会（以下「協議会」という。）規約第8第1項に基づき設置する部会の運営については、規約に定めるところのほかこの要領によるものとする。

(設置)

第2 部会は、協議会会員からの提案に基づき、役員会の決定により各部会を設置する。

2 各部会は、協議会の目的達成のために必要な事項について調査及び検討などの自主的な活動を行う。

(運営)

第3 部会に部会長を置く。

1 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長を務める。

2 部会長は、部会長に事故あるときは、その職務を代理するものを指名することができる。

3 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を部会に出席させることができる。

(報告)

第4 部会長は、部会活動の内容を協議会の役員会及び総会に報告するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月22日から施行する。